

《社会福祉法人指導監査資料記載上の注意点》

令和5年度社会福祉法人指導監査資料の中でいう前年度とは令和4年度をいい、当年度とは令和5年度をいう。
記載欄が不足する場合は適宜追加して記載をすること。

1 基本・役員

本表には、直近の状況を記載すること。

「就任年月日」欄には、最初に就任した年月日を記載すること。

「職業」欄は、現在の職業を勤務先名まで具体的に記載すること。無職の場合は、無職(元〇〇)と括弧書きで元の職業を記載すること。

「特殊関係者」欄には各役員・評議員について親族等の特殊関係者がいる場合に〇を記載すること。(特殊関係者の例:理事長の長男)

「密接関連業務」欄は、各役員・評議員について施設整備・運営と密接に関連する業務を行う者がいる場合に〇を記載すること。(密接関連業務の例:顧問会計事務所の税理士)

2 評議員会・理事会

本表は、前年度及び当年度の直近までに開催した評議員会及び理事会について記載すること。

「出席人数」欄は、評議員会にあつては評議員の、理事会にあつては理事の出席人数及び定数(現員数)を記載すること。

「議題」欄は、評議員会及び理事会において議決した事項について、正確に記載すること。

3 事業

社会福祉事業に限らず公益事業・収益事業を含む法人が行っているすべての事業について直近時点で記載すること。

4 不動産

直近時点において作成すること。

土地、建物はそれぞれ一筆、一棟ごとに記載すること。

建物の面積は延べ床面積を記載すること。

賃借料年額は前年度の支払額を記載すること(ただし、年度途中から借りている場合は、契約書上の年間賃借料額を記入すること。)

5 有価証券の所有状況

前年度末の有価証券の所有状況について、経理処理した勘定科目に関わらず、すべての有価証券を、株式以外と株式に分けて記載すること。

6 研修

既存の資料がある場合は、既存資料を添付することにより記載を省略して差し支えない。

7 会計

すべての拠点区分について直近の担当者を記載すること。

8 情報開示等

実施している情報開示の方法について該当欄に“有”と記載すること。

その他に情報開示しているものがあれば「情報開示項目」欄に記載した上で情報開示の方法も該当欄に“有”と記載すること。

9 契約の状況

前年度に支払い(未払金計上を含む。)を行った契約のうち、予定価格が、次の価格を超える契約について記載すること。(なお、単価契約等の場合は、見込み数量等を勘案した総額をもって予定価格とすること。)

① 工事又は製造の請負 :250万円

② 食料品・物品等の買入れ:160万円

③ ①及び②以外 :100万円

単価契約等の場合の契約金額には、見込み数量等を勘案した総額を記載すること。

契約方法については、一般競争入札、指名競争入札、随意契約の別について記載すること。

指名競争入札、随意契約の場合には、その理由を記載すること。

拠点区分には、当該契約に係る支払い(未払金計上を含む。)を行ったすべての拠点区分名を記載すること。

10 借入金

借入金は、直近の状況を記載することとし、整備資金に限らずつなぎ資金・経常資金等についても記載し、また、金融機関に限らず、役員等個人及び団体からの借入金についても記載すること。

「借入目的」欄には、施設名も明確に記載すること。

「前年度残高」欄には、前年度末における残高を記載すること。ただし当年度に新たに発生した借入金は、直近時における残高を記載すること。

「年間償還額」、「償還財源別内訳」欄には、上欄に前年度実績を、下欄に当年度予定額を記載すること。また、償還財源別内訳は、県市補助金、役員寄附、運営費、介護報酬、自立支援給付費(支援費含む)、特別会計繰入等(その他は具体的に記載)、償還財源ごとの金額を記載すること。

11 拠点区分借入

前年度中の各拠点区分における他拠点区分からの借入金について記載すること。

前年度末で他拠点区分からの借入金がある場合、その金額及び具体的返済計画を記載すること。

12 拠点区分間の繰入れの状況

前年度決算について記載すること。

総括表には拠点区分ごとの繰入金収入額及び繰入金支出額を記載すること。

内訳表のAは、繰入金収入を行った拠点区分ごとに表を作成すること。

内訳表のイは、繰入金支出を行った拠点区分ごとに表を作成すること。

13 前期末支払資金残高の取崩し、積立金の目的外使用及び移行時特別積立金の流用等の承認及び協議状況

前年度決算について記載すること。

前期末支払資金残高の取崩し、積立金の目的外使用及び移行時特別積立金の流用等について、理事会承認と所轄庁協議の状況を記載すること。

14 寄附金の状況

当年度のものを拠点区分ごとに記載すること。

15 利用者預り金

利用者預り金があるすべての社会福祉施設(事業)について記載すること。(社会福祉施設に限らずグループホームなどの社会福祉事業も含むことに注意すること。)

16 (社協記載事項)預り金

社協記載用

17 苦情解決

すべての社会福祉施設(事業)について記載すること。(社会福祉施設に限らずグループホームなどの社会福祉事業も含むことに注意すること。)